

議 事 日 程 (1)

令和4年12月8日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第4号 芦屋町教育委員会委員の任命について

第5 同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第6 議案第50号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第51号 芦屋町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第52号 芦屋町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第53号 芦屋町議会議員及び芦屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第54号 地方独立行政法人芦屋中央病院第3期中期目標の策定について

第11 議案第55号 指定管理者の指定について

第12 議案第56号 令和4年度芦屋町一般会計補正予算 (第6号)

第13 議案第57号 令和4年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

第14 報告第13号 専決処分事項の報告について

【 出 席 議 員 】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍 聴 者 数 】 2名

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

会議に入る前に皆様に御報告いたします。

芦屋町議会では本定例会においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組を引き続き実施していきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さんおはようございます。

11月9日の新聞記事掲載やテレビニュースなどで報道されました教師の不適切な指導により児童が不登校になっていることについて、大変お騒がせしていることを深くおわび申し上げます。この報道を受け、既に議員各位には11月15日に開催しました議会全員協議会において、事件の事実関係等を御説明させていただきました。

また、11月29日に男性教師を傷害容疑で福岡地検小倉支部に書類送検されたことが、その後、新聞記事やテレビニュースなどで報道されました。この件につきましても、教育委員会より報告をさせていただきます。これからも芦屋町の教育行政について、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

.....
午前10時00分開会

○議長 辻本 一夫君

では、これより会議に入ります。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和4年第4回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

.....
日程第1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は12月8日から12月19日までの12日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、5番、信国議員と8番、妹川議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第3. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたが、本定例会については書面による報告といたします。

次に日程第4、同意第4号から日程第14、報告第13号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

改めまして、皆様おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第4号の芦屋町教育委員会委員の任命につきましては、現在の芦屋町教育委員会委員であります長戸隆弘氏の任期が令和4年12月24日をもって満了となりますので、再度、同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。長戸氏は教育に関する深い見識を備え、高潔、誠実な方で、教育委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第5号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、現在の人権擁護委員であります佐藤一雄氏の任期が令和5年6月30日をもって満了となりますので、再度、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。佐藤氏は人権問題に精通され、人格、識見も申し分なく、人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第50号の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第51号の芦屋町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定、並びに議案第52号の芦屋町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関連があるため一括して御説明いたします。

国は新型コロナウイルス感染症への対応、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを進めることとし、総務省から地方公共団体にも押印等の見直しを進めることを要請されているところです。このため、行政手続における住民の負担軽減や利便性の向上を図り、関係書類等への押印及び署名の見直しなど所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第53号の芦屋町議会議員及び芦屋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院議員選挙における選挙運動に係る公費負担の金額について、公職選挙法施行令が改正されたことに伴い、芦屋町議会議員及び芦屋町長の選挙における選挙運動の公費負担の金額を同額に変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第54号の地方独立行政法人芦屋中央病院第3期中期目標の策定につきましては、地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院が達成すべき業務運営に関する目標を定めるため、同条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第55号の指定管理者の指定につきましては、芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャーパークの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第56号の令和4年度芦屋町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,700万円を増額計上しています。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上したほか、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金等を増額計上するとともに、財政調整基金繰入金を減額計上しています。歳出につきましては、障害児通所支援事業に係る費用及び老朽危険家屋等解体補助金等を増額計上しています。なお、芦屋観光PR動画制作業務委託については、繰越明許の措置をしています。

議案第57号の令和4年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では一般会計繰入金を増額計上しています。歳出では人事異動に伴う人件費を増額計上しています。

最後に報告案件でございます。

報告第13号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の賃貸借契約違反者に対し、住宅の明渡し及び明渡し遅延損害金等の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第4号及び日程第5、同意第5号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。まず日程第4、同意第4号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に日程第5、同意第5号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第6、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第8、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第9、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第10、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第11、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第12、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第13、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第14、報告第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第13号についての質疑を打ち切ります。
以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第6、議案第50号から日程第13、議案第57号までの各議案について

は、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時17分散会
